

令和4年4月1日から

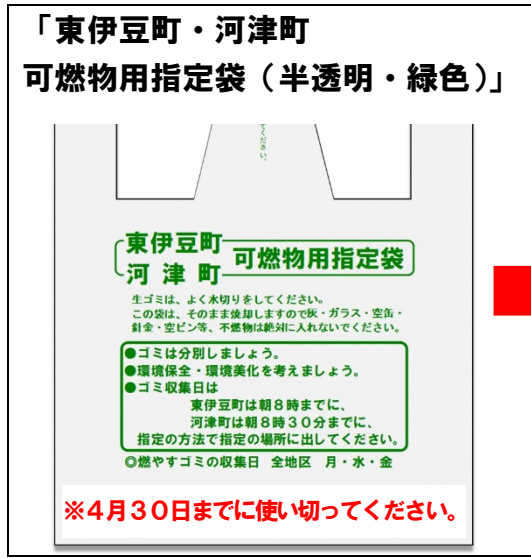
家庭系可燃ごみの処理有料化が始まります！

「河津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正が、令和3年9月議会で可決され、令和4年4月1日からの家庭系可燃ごみ処理有料化が決定しました。

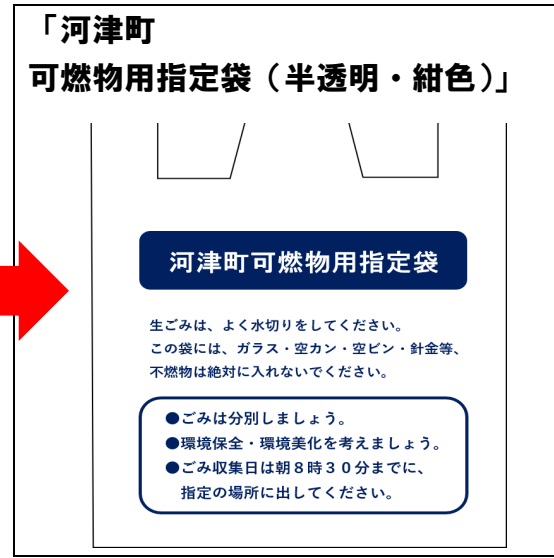
これに伴い、同年4月1日から、ごみ処理手数料を含む指定袋の価格やごみ出しの方法が変わりますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

1. 指定袋（可燃ごみ袋）が次のように変わります。

令和4年3月31日まで販売



令和4年4月1日から販売

**2. 指定袋（可燃ごみ袋）の価格が次のように変わります。**

指定袋のサイズ	10枚当たりの価格	
	～R4.3.31	⇒ R4.4.1～
Lサイズ・70リットル	140円	⇒ 550円
Mサイズ・45リットル	100円	⇒ 330円
Sサイズ・20リットル	65円	⇒ 165円

3. ごみ出しの方法が変わります。

(1) **令和4年4月1日から**、ごみ集積所に可燃ごみを出す場合は、「**河津町可燃物用指定袋（半透明・紺色）**」をご使用ください。

※ ただし、令和4年4月30日までは猶予期間として、「東伊豆町・河津町可燃物用指定袋（半透明・緑色）」により、ごみを出すことができます（販売は令和4年3月末日で終了します。）。

※ 使い切れなかった**緑色の町指定ごみ袋**は、令和4年5月以降、同一サイズ10枚入り20袋を1単位に町で買い戻しを行う予定です。

(2) **令和4年5月1日から**、ごみ集積所に可燃ごみを出す場合、「**河津町可燃物用指定袋（半透明・紺色）**」以外で出すことはできません。

※ ただし、ボランティアごみ等として、町から特別に許可された可燃ごみは除きます。

4. 資源・不燃ごみについて

資源・不燃ごみの出し方は、これまでと変更ありません。「**資源・不燃物専用袋（東伊豆町・河津町）（透明・赤色）**」等、決められたルールに従って出してください。

※ 資源・不燃物専用袋（透明・赤色）の価格は、原材料費や消費税増税を踏まえ、Mサイズ（30リットル）が125円から130円に、Sサイズ（10リットル）が60円から65円になります。

裏面もご覧ください

「資源ごみリサイクルステーション」が 12月1日から利用開始となります

町民ならだれでも利用できます。資源ごみのリサイクル化に向けてご協力ください。

- 利用時間：毎日7時～20時まで
- 設置場所：役場正面駐車場
- ごみ種類：古紙（雑誌、新聞、段ボール）、ペットボトル、使用済みインクカートリッジ、古着回収ボックス（役場庁舎ロビーから移動）

※使用済みインクカートリッジの回収ボックスは、このほかにも役場庁舎1階ロビー（利用時間：役場開庁時間）、文化の家（利用時間：文化の家開庁時間）にも設置しますのでご利用ください。

単独処理浄化槽を使用している皆様へ

合併処理浄化槽への設置替え補助金をご利用ください

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする場合、町から補助金が支給されますので、ご活用ください。（設置工事着工前に補助金の交付申請を行ってください。また、年度内に設置替え工事を完了する必要があります。）

人槽区分	限度額
5人槽	516,000円
6～7人槽	622,000円
8～10人槽	811,000円

※ 表の人槽区分以上でも補助対象となります。

※ 新築または改築等に伴う設置替えや新設する場合は対象になりません。

野焼きの禁止について

野焼きとは、焼却設備を使用せずに野外で家庭ごみや事業所ごみを燃やすことです。煙や、悪臭により、近隣住民とのトラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、火災や大気汚染の原因の一つともなっていることから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」及び、静岡県生活環境の保全等に関する条例によって、原則として禁止されています。

例外とされている焼却行為（庭先のたき火・どんど焼等風俗慣習上の焼却、農業者が行う稲わら等の焼却等）であってもむやみに焼却してよいというわけではありません。風向きや場所によっては、近隣にお住いの方から苦情が寄せられるような場合には、指導の対象となりますので注意をしてください。

問い合わせ
町民生活課 窓口係 0558-34-1932

表面もご覧ください ↑